

事務連絡（代理人許可申請書についてのご説明）

調停期日には当事者本人が出席することが原則ですが、どうしても出席できない事情があり、かつ弁護士以外の者を代理人とする場合には、裁判所の許可を得れば、共同相続人等を代理人とすることができます（これを「許可代理人」といいます。）。

もし、あなたが本調停については許可代理人に一任したいというご意向でしたら、同封の「代理人許可申請書」に必要事項を記入し、下記担当書記官宛にご提出ください。この申請は大切な手続ですので、真意を確認するため、代理人許可申請書にはあなたご本人のご署名及び実印を押印のうえ、印鑑証明書（原本）の添付が必要です。

なお、申請には手数料500円（収入印紙）が必要です（収入印紙に過不足がないように注意してください。）。代理人許可申請書に収入印紙を貼り、消印はしないでください。

記入方法等にご不明な点がございましたら、担当書記官までお問い合わせください。

以上

〒540-0008

大阪府中央区大手前4-1-13

大阪家庭裁判所家事第3部遺産分割係